

亀山市告示第70号

亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市肺炎球菌予防接種費用助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この告示は、肺炎球菌の予防接種（以下「予防接種」という。）の費用の一部を助成することにより、高齢者等の健康の保持増進を図ることを目的とする。 (助成金の名称) 第2条 [略] <u>(助成対象予防接種)</u>	(目的) 第1条 この告示は、肺炎球菌の予防接種（ <u>小児用肺炎球菌予防接種を除く。</u> 以下「予防接種」という。）の費用の一部を助成することにより、高齢者等の健康の保持増進を図ることを目的とする。 (助成金の名称) 第2条 [略]

第3条 助成の対象となる予防接種は、

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン
(以下「20価ワクチン」という。)

及び23価肺炎球菌莢膜ポリサッカ
ライドワクチン(以下「23価ワク
チン」という。)とする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、予防
接種を受けた市内に住所を有する者
で過去に20価ワクチンの接種を受
けたことがなく、慢性心疾患、慢性
呼吸器疾患、慢性腎不全、糖尿病、
肝臓病等のため、医師が予防接種を
受けることが必要と認めたもの(過
去に23価ワクチンの接種を受けた
者にあつては、当該接種から5年以
上経過した者に限る。)とする。た
だし、予防接種法(昭和23年法律
第68号)及び予防接種施行令(昭
和23年政令第197号)に規定す
る定期の予防接種(以下「定期予防
接種」という。)の対象者について
は、助成金の交付対象者としな
いものとする。

(助成金の額及び交付回数)

第5条 [略]

2 助成金は、被接種者1人につき1
回を限度とし交付する。ただし、
23価ワクチンについては、この限

[条を加える。]

(対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、予防
接種を受けた市内に住所を有する者
で慢性心疾患、慢性呼吸器疾患、慢
性腎不全、糖尿病、肝臓病等のため、
医師が予防接種を受けることが必要
と認めたものとする。ただし、予防
接種法(昭和23年法律第68号)
及び予防接種施行令(昭和23年政
令第197号)に規定する定期の予
防接種(以下「定期予防接種」とい
う。)の対象者については、助成金
の交付対象者としな
いものとする。

(助成金の額及び交付回数)

第4条 [略]

2 助成金は、被接種者1人につき、
各年度において1回を限度とし交付
する。

りでない。

(助成金の交付請求等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) [略]

2 [略]

(助成金の交付)

第7条 [略]

(不正利得の返還)

第8条 [略]

(その他)

第9条 [略]

附 則

(経過措置)

2 [略]

(失効)

3 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(助成金の交付請求等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、過去に定期予防接種において予防接種を受けたことがある者又は助成金の交付請求を行ったことがある者については、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 及び (2) [略]

2 [略]

(助成金の交付)

第6条 [略]

(不正利得の返還)

第7条 [略]

(その他)

第8条 [略]

附 則

(経過措置)

2 [略]

[項を加える。]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第2号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、

「

接種年月日	年 月 日
-------	-------

を

」

ワクチンの種類	20価ワクチン・23価ワクチン ※接種したワクチンに○をつけてください。
接種年月日	年 月 日

に改める。

」

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。